

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年3月1日（平成28年（行情）諮問第199号）

答申日：平成28年5月16日（平成28年度（行情）答申第56号）

事件名：陸幕だより（平成27年8月発行分）の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『陸幕だより』2015年8月発行分。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年10月9日付け防官文第16145号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、以下のとおりである。

平成27年9月30日付け防官文第15415号で平成27年10月30日までの開示期限の延長をした時点で、文書の存在が確認されていたはずである。

第3 諮問庁の説明

1 経緯

本件開示請求は、「『陸幕だより』2015年8月発行分。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであるが、請求内容に合致する行政文書については、本件開示請求を受けた時点では作成していなかったため、法9条2項の規定に基づき、平成27年10月9日付け防官文第16145号により行政文書不存在による不開示決定処分（原処分）を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、「開示期限の延長をした時点で文書の存在が確認されていたはず」として、原処分の取消しを求めるが、上記1のとおり、本件開

示請求を受けた時点においては請求内容に合致する行政文書は作成されておらず、不存在であったことから原処分を行ったものである。

なお、法10条2項に定める開示決定等の期限の延長については、開示請求に係る行政文書の量の多少や開示請求に係る行政文書の開示・不開示の審査の難易のほか、当該時期における他に処理すべき開示請求事案の量、行政機関の他の事務の繁忙、勤務日等の状況なども同項適用に当たっての考慮事項とされており、これらを踏まえて当該開示請求の事務処理が困難となるか否かをもって期限の延長を勘案して判断するものであり、必ずしも請求内容に合致する行政文書を特定することを包含するものではない。

よって、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年3月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、陸上幕僚監部監理部総務課広報室（以下「陸幕広報室」という。）から発行される「陸幕だより」のうち、平成27年8月発行分の開示を求めるものであり、処分庁は、開示請求時点で本件対象文書を作成していないため、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は、原処分の維持が妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 部内広報である「陸幕だより」は、陸幕広報室が月2回（第2及び第4月曜日）を基準として作成し、陸上自衛隊内部ネットワークである陸上自衛隊指揮システムにデータを掲載することにより各部隊において閲覧できるようにしており、その保存期間は次号の発行予定日の前日までとしている。

イ 上記アの基準により「陸幕だより」を作成しているが、掲載する記事が集まらない場合は作成しておらず、平成27年8月は、掲載する記事が集まらなかったため、「陸幕だより」を作成していない。

(2) 本件対象文書については、異議申立人の主張によってもその存在をう

かがわせる事情は認められず，本件対象文書は作成していない旨の上記
（１）イの諮問庁の説明に不自然，不合理な点もないことから，防衛省
において，本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不
開示とした決定については，防衛省において本件対象文書を保有している
とは認められず，妥当であると判断した。

（第４部会）

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子